

# I/N基準の扱いについて(案)

---

令和3年12月24日

5.2GHz帯及び6GHz帯無線LAN作業班  
事務局

# I/N基準の扱いについて

## 1 これまでの経緯等

- 前回（9/7）の作業班において陸上無線通信委員会に提出する中間報告を取りまとめた。周波数共用検討における論点整理の中で、既存事業者から「I/N=-20dBとすべき」とのコメントが寄せられた。
- 技術試験事務調査検討会では、I/N=-10dBとI/N=-20dBの両方で干渉検討を行っているところ。

## 周波数共用検討における論点整理

※ 陸上無線通信委員会提出資料「6GHz帯無線LANと既存無線システムとの周波数共用検討に関する中間報告」（抜粋）

論点：② 周波数共用検討に用いるアンテナパターン及び共用判定基準に関して

- 1 (省略)
- 2 干渉検討に用いるI/Nは、
  - ・ 欧州の共用検討で使用されたI/N=-10dBを用いることが妥当である。米国FCCはI/N=-6dBを適用。(無線LAN側)
  - ・ 回線設置の制約等を踏まえ雑音配分の規定から、I/N=-20dBを用いることが妥当である。(放送事業者、固定通信事業者(電力関係))
  - ・ (省略)
  - ・ (省略)

## 2 事務局の考え方

- ・ 無線LANは、2.4GHz帯及び5GHz帯の周波数が割当てられており、周波数割当計画では移動業務（小電力業務用：小電力データ通信システム用）として一次業務に割り当てている。
- ・ 6GHz帯無線LANに関しては、これまで同様に一次業務での周波数割当を前提とした、既存無線システムとの周波数共用の可能性を検討するものである。よって、無線LANと既存システムとの周波数共用の検討では【I/N=-10dB】の適用が望ましい。